

J-クレジット制度
排出削減プロジェクト・
森林管理プロジェクト
妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：

町民センターおよび遊泳館への木質バイオマスボイラー導入事業

妥当性確認 機関名	ペリージョンソンレジストラー クリーンディベロップメントメカニズム株式会社
--------------	--

発行日 2016 年 8 月 30 日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、Jークレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。(以下、本文書を通じて同様)

機関名称	ペリージョンソンレジストラ クリーンディベロップメントメカニズム株式会社
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	① 当社は審査・検証機関として、設備導入や省エネ活動を含む一切のコンサルティング活動を行っていない。 ② 事前のリスク分析において、当該事業者および支援事業者を含む関連事業者と当社が一般的に容認できない利害関係が無いことを確認している。 ③ 審査員、レビューワー各々に当該事業者および支援事業者を含む関連事業者と利害関係が無いことを確認している。 ④ プロジェクト実施事業者に審査員と利害関係が無いことを確認している。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	知内町
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	無し
低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間		<input type="checkbox"/> プロジェクトの実施前 <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの実施後
プロジェクト名		町民センターおよび遊泳館への木質バイオマスボイラー導入事業
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。		2016年8月30日～2021年3月31日（4年7ヶ月）
適用方法論	方法論番号	EN-R-001 Ver.1.2
	方法論名称	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	545 t-CO ₂
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること	文書名：実施要綱 Ver.2.3 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.2.3 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver.1.2 文書名：モニタリング・算定規程 Ver.2.5
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	本妥当性確認業務の目的は、J-クレジット制度（以下、「当該制度」）において「知内町」が計画、実施する「町民センターおよび遊泳館への木質バイオマスボイラー導入事業」（以下、「当該プロジェクト」）について、見込まれる削減量に関わるものを含む、プロジェクト計画書及びプロジェクト計画書別紙に記載された情報に対し、当該制度において適用される基準に基づき妥当性確認手続きを実施することで、第三者として独立した立場から意見表明を行うことである。

	<p>範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること</p>	<p>本妥当性確認の範囲は、当該プロジェクトのプロジェクト計画書に記載された活動及びプロジェクトへの潜在的、将来的な影響因子を含むプロジェクト関連活動である。</p>
	<p>保証水準 ※妥当性確認の結論を意見として表明する際に採用した水準を記載すること</p>	<p>本妥当性確認の適用保証水準は、「合理的保証水準」である。</p>
<p>妥当性確認手続 ※現地審査の実施有無について記載すること ※また、実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/>現地審査を実施した（2016年8月17日に訪問） <input type="checkbox"/>サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） <input type="checkbox"/>現地審査を実施していない</p> <p>妥当性確認実施時間：2016年8月17日13時00分～16時00分 【初回会議】（知内町役場） 当妥当性確認の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要の確認、保証水準及び適用される重要性基準の確認 【設備使用事業所視察】（町民センター・遊泳館：役場併設） バイオマスボイラー及び付帯設備、モニタリングポイント、外部供給の有無の確認 【事業計画内容】（知内町役場） 事業者およびプロジェクト基本情報、適用条件1～5に係る事項（更新前後の設備仕様、自家消費、未利用材、設備使用実態）の確認 【排出削減量の算定】（知内町役場） モニタリングの適切性（網羅性、実在性、正確性）、算定式及びパラメータの確認 【QA/QC】（知内町役場） データ集計・管理体制、文書・記録類の保管・管理状況の確認、モニタリングにおけるQA/QCの確認 【妥当性確認結果の取りまとめ及び最終会議】（知内町役場）</p>
<p>修正・指摘事項及び解決方法 ※4における結果を総括し、排出削減量又は吸収量に影響を与える可能性のある、主な指摘事項について記載すること</p>		<p>文書レビュー及び現地視察の結果、排出削減量に影響を与える可能性があるもの、あるいは方法論などで適合が求められるものとして、以下の指摘を行った。</p> <p>① プロジェクト計画書に記載された更新前のボイラーについて、設置時期が役場建物建設時と40年以上前のボイラーであったため、ボイラー更新プロジェクトとしては適切でないため、バイオマスボイラーの新設として計画書全般を変更するよう指摘した。修正されたプロジェクト計画書及び同別紙では、バイオマスボイラー新設のプロジェクトとして適切な記載になったことを確認した。</p> <p>② プロジェクト計画書別紙に記載された数値などの情報で、チップ搬送機の定格出力、温水ポンプの台数と定格出力、バイオマス原</p>

		<p>料の調達量及び搬送距離・回数、バイオマス燃料使用量の想定値及び搬送距離・回数が実態と異なっていたため修正を求めた。また、燃料の単位発熱量及び排出係数の引用がモニタリング・算定規程の最新版 Ver.2.5 のものではなかったため修正を求めた。修正されたプロジェクト計画書別紙では、実態と整合した情報、数値及び係数が記載され、適切に算定に使用されていることを確認した。</p>
<p>妥当性確認結果</p>	<p>確認結果</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>無限定適正 <input type="checkbox"/>不適正 <input type="checkbox"/>意見不表明</p>
	<p>意見・結論 ※4 における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること</p>	<p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社（以下、「当社」という）は、当該制度において知内町（以下「実施者」という）が計画、実施する「町民センターおよび遊泳館への木質バイオマスボイラー導入事業」のプロジェクト計画書及びプロジェクト計画書別紙に記載された情報について妥当性確認を行った。妥当性確認手続は、当該制度における実施要綱 Ver.2.3、実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.2.3、実施規程（審査機関向け） Ver.1.2、モニタリング・算定規定（排出削減プロジェクト向け） Ver.2.5 及び方法論 EN-R-001 Ver.1.2 に準拠して行った。</p> <p>この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、方法論の適用条件への適合性の確認、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業の運営・管理体制・管理方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続により、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、実施者が作成したプロジェクト計画書及びプロジェクト計画書別紙に記載された温室効果ガス排出削減量情報は、当該制度における温室効果ガス排出削減量の算定及び報告の基準であるモニタリング・算定規定（排出削減プロジェクト向け） Ver.2.5 に基づいて作成されており、全ての重要な点に関して、適正であると認める。</p>